

平成 31 年度 事業計画書

平成 31 年度においては、引き続き、研究員の個別研究及び研究員が主宰する研究会方式の研究を実施することにより、日本農業・農村の現状把握と国際的環境の変化を含めた基本的課題の解明に努める。併せて、実験農場において、草資源を活用した繁殖経営の実践を通じた調査研究を行い、これらの調査研究結果で得られた成果を報告書にとりまとめて公表する。また、講演会、若手研究者助成事業、表彰事業等を実施する。

I 公益目的事業

ア 農業及び農村に関する調査研究

1) 研究員による個別研究

(1) 2000 年代のアメリカ農業の動向に関する一考察(3)

－2000 年代の農業政策の特質とその農場経営におよぼす諸影響を中心に－

小澤 健 二

昨年度は、2012 年農業センサスの分析を中心に 2000 年代のアメリカ農業の構造変容、農場類型をめぐる新たな動きなどを取り上げた。今年度は、昨年度の課題に農業政策の側面から接近する。すなわち、2000 年代のアメリカの農業政策が農場経営、およびその階層構成の変化にいかなる影響をおよぼしているか、などの考察、検討である。

ただし、2000 年代の農業政策（2014 年農業法などを中心に）に関しては、すでに邦文による詳細な紹介も存在する。このため、2000 年代の農業政策に関しては、やや長期的な視点に立脚し、1980 年代以降のアメリカの農業政策の展開のなかに、2000 年代の農業政策を位置づけることに重点を置く。とくに政策転換の画期をなす 1996 年農業法に一つの焦点を当て、それ以後の経緯に注目して 2000 年代のアメリカの農業政策の特質を探りたい。2000 年代の諸農業法の個々の内容よりも、アメリカの農業政策の展開を条件づける経済・政治的諸要因を重視する政策研究を試みたい。

そのうえで、農場所得に占める政府補助金の比重を農業センサスに即して明らかにし、主要品目ごとの農場経営に与える農業政策の影響も検討する。なお、環境・資源保全関連の諸施策（土壌留保、湿地保全など）が、零細層（とくに高齢経営主農場）を中心とする農場の存続に果たす役割にも留意したい。

(2) 平成農業の動向と農業技術の特徴についての一考察

八木 宏 典

平成の経済はバブル崩壊とリーマンショック、東日本大震災などの影響により、デフレ経済と言われる停滞の時代であった。この間にアメリカや中国、ドイツなどが経済成長を

持続させてきたのに対して、我が国の経済は低迷と回復を繰り返しながら、名目GDPではほぼゼロ成長で推移してきた。この中で、工場などを海外に移転させる企業が続出し、海外現地法人数は平成元(1989)年の6千法人から平成末には2万5千法人に増えている。企業の海外生産比率は進出企業ベースで39%となり、国内の全企業ベースでも25%に達している。こうした状況の中で、地方産業の空洞化や中小企業の廃業などが進み、これまで地域の農業を支えてきた兼業農家などの存立基盤を大きく揺るがしている。

わが国の農家数は平成27(2015)年には133万戸(販売農家)となり、平成の30年間で60%も減少した。減少戸数では高度経済成長期の方が大きいものの、減少割合は51%であったことを考えると、平成期における農家戸数の減少の激しさを知ることができる。この減少の多くは高齢小規模農家や第2種兼業農家の減少によるものである。

一方、農林水産省「生産農業所得統計」によって、わが国農業の産出額の動きをみると、総産出額は平成の前半は減少傾向にあったが、22(2010)年頃を境にして増加傾向に転じている。これを作物別にみると、麦類や豆類などは依然として減少傾向が続いているものの、鶏卵は7(1995)年頃から、肉用牛や乳牛、豚などは12(2000)年頃から、野菜、果実、いも類、鶏肉などは17(2005)年頃から、いずれも増加傾向に転じている。また、米も28(2016)年以降は米価が持ち直しているために増加している。

こうした農業産出額の変化がどのような要因によってもたらされたのか、農業生産の動向や消費者ニーズの変化、担い手の現状、農業技術の開発・普及などの分析を通じて明らかにしたい。

(3) 農業における外国人労働問題(その2)

坪田 邦夫

昨年度は、日本における外国人農業労働者の大部分を占める技能実習生に焦点を当て、研修から実習へ、さらには実質的な労働者受入制度となってきた制度の変遷をたどるとともに、愛知県での調査をもとに現段階の実態と問題点を探った。明らかになったのは、施設園芸や大規模畑作部門は外国人実習生なしには発展が困難になりつつある現実と、「国際貢献のための研修」という建前がもたらす様々な制約や経済的負担、リスクと向き合う農家の姿であった。しかし、一昨年以降、制度面で矢継ぎ早に変化が起きた。技能実習生の在留期間の2年延長や、経済特区に限るものの外国人「労働者」の農業派遣などが認められ、そしてついに31年度からは「労働力不足を補うため」に一定の技能を持つ外国人農業労働者を受入れることが可能となった。急激な転換であっただけに制度の細部や運用は未知数な面が多く、いくつかの制度が併存する形になったこともあって、受入農家や関係者の間には戸惑いや混乱も見られる。場合によっては、外国人農業労働者の技能実習生から特定技能労働者へのシフト、大都市圏への集中、賃金の高騰、悪質ブローカーの暗躍といったことが起きる可能性もある。

今年度は、こうした制度変更が国内農業の現場や、労働市場にどのような変化をもたらすのか、主要な外国人農業労働者受入れ地域での現地調査や、農協・管理団体など関係者

からの聞き取りを行い、経済・制度の両面から外国人農業労働受入の持続可能性や行方を考察してみたい。

(4) 先進事例を踏まえた農協の今後のあり方に関する調査、研究

両角和夫

今日進められている農協改革では、基本的な課題として、農業者の所得増大、農業生産の拡大および地域活性化の三つが挙げられている。しかしこうした課題は、近年、主に 1990 年代以降、顕著に発現した新たな農業問題、すなわち①食料自給率の大幅低下、②農業の担い手の不足、③中山間地域の後退、および④農業、農村の多面的機能の衰退、という、農業、農村を国内に持続的に維持、存続させることを著しく困難とする問題、いわば従来にはない農協をめぐる厳しい問題環境を踏まえたものとは到底言えない。

農協は、本来、農業問題に対処するために、農家、地域住民が村落をベースに設立された組織である。したがって、農業問題が大きく変化した以上、農協はかかる事態を正確に捉え、課題を具体的に明らかにした上で、果たしてそれに十分対処できるか、出来なければどういうあり方が必要かを検討する必要があるはずである。

今回は、本来の農協改革の課題は、新たな農業問題に対処するための農協の組織、事業体制の抜本的改革にあり、具体的な検討の手がかりは「ネットワーク型農協」の構築にあるとの考え方の下に、こうした観点で幾つかの農協での先進的の取り組み事例(例えば、北海道、熊本県等)を発掘、調査し、今後の農協の新たなあり方を検討する手がかりを探る。

(5) 市町村森林行政と森林環境税

田家邦明

2019 年の通常国会に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が提出され、森林環境税として、市町村が個人住民税と併せて国税として年額 1,000 円を賦課徴収し、都道府県を経由して国の「交付税及び譲与税配付金特別会計」に払い込み、国は、森林環境譲与税として森林環境税の収入額に相当する額を市町村(9/10)及び都道府県(1/10)に譲与する新しい税制度が創設される。森林環境税の賦課徴収は平成 36 年度からであるが、森林環境譲与税は平成 31 年度から譲与され、平成 31 年度から平成 35 年度までの間の財源は借入金をもって充てられる。

市町村は、森林環境譲与税を間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされている。市町村の森林行政にとって、これまでの市町村税、国・都道府県からの補助金、地方交付税に加え、森林環境譲与税を財源とした施策の展開が可能になる。

この税制度の経緯については、田家(2018)「新たな森林管理システムと森林政策上の意義」『農業研究』第 31 号で論じているが、我が国が地球温暖化防止上の国際的義務を果たすため森林吸収源である森林の整備に関して安定的な財源を確保することに第一義的な狙いがある。特に、森林所有者による森林整備が期待できない森林について、これを財源として市町村が公的に整備する仕組みが併せて創設されていることは、我が国の森林政策史上画期的なことである。

しかし、明治時代以降、森林法制において市町村が国、都道府県と並んで権限が付与さ

れ役割を分担するようになったのは 1980 年代からであり、農地等農業行政に比べ、日が浅い。我が国森林政策における市町村行政の役割の変遷を追いながら、今回の措置の意義や可能性を考察する。

(6) 草資源を活用した和牛繁殖の実証的調査研究

小川 増 弘

実験農場では放牧及び自家産サイレージの給与を中心にして黒毛和種の繁殖雌牛を飼養し子牛生産を行い、生産した子牛は茨城県内の家畜市場へ出荷し一定の評価を得ている。また、繁殖牛と子牛が牛舎内で排泄した糞尿は堆肥調製して主に場内圃場へ還元し持続的な資源循環型の畜産を目指している。本年度は、①繁殖牛の繁殖成績と生産した子牛の市場評価、②自給飼料生産による購入飼料費の節減、さらに職員の高齢化が進んでいることから作業負担を軽減するためにも、③茨城県内産イネWCSを購入して県内飼料資源の有効活用について調査を行う。

2) 研究会方式による研究

(1) 今日の農業問題に対応した農協のあり方に関する研究会

主査 両 角 和 夫

本研究会の課題は、わが国が当面する新たな農業問題に農協がどのように対応しているか、その実態、問題・課題を把握するとともに、現行の農協の組織、事業体制で、果たしてこうした問題に対処が可能か否かを検討して、新たな農協のあり方を展望することにある。このため、平成 26 年以降、農協関係者、農家、研究者等を招き、計 15 回の研究会を開催した。

平成 31 年度は、本研究会の検討委員等のご協力を頂き、研究成果を最終的に取りまとめ、日本農業研究シリーズの一つとして、出来るだけ早い時期に刊行する予定である。

(2) アジア食料農業政策研究会

主査 坪 田 邦 夫

平成 29 年度に発足させたアジアの主要国農業の専門家による研究会は、初年度に中国、インド、30 年度に、タイおよび ASEAN について、委員メンバーによる近年の食料事情と農業政策の動向の発表と検討を行った。中国では食料消費の多様化が進む中で農業生産組織や方式に急速な変化が起きつつあること、インドでは食料配給制度が財政問題に直面する一方、所得向上でベジタリアン型食料消費が変わる可能性が示唆された。タイでは前政権のコメ担保融資政策下で生じたコメ需給や財政の混乱が正常化に向かいつつあることや、ASEAN では近代的マーケット化が進むタイなどと伝統的取引がなお主流のラオスなどとの間で ASEAN divide が起きていること、中国やタイなどの大手食品チェーンなどの進出が進んでいることなど明らかにされた。また、PSE 指標による分析で、中国・台湾を含む東、東南アジア諸国では、依然価格支持政策の影響が大きく、農業保護水準が上昇傾向にあることが確認された。ただ、予定されていた外部専門家を招いての他の諸国の検討は、諸般の事情から持ち越しとなった。

平成 31 年度は、米中の貿易紛争をはじめ地域の経済・貿易をめぐる環境が大きく変わる可能性もあり、新たな国を対象とする代わりに、これまで検討対象としてきた諸国の食料・農業政策とその分析結果を、現在の視点でもう一度見つめなおし、今年度中に報告書の形でまとめる予定である。

(3) 地域農業事情に関する研究会

主査 田 家 邦 明

これまで、国レベルの農政上の課題や政策が市町村の現場でどのように受け止められ、どのように対応しているか等現地の課題とのマッチング状況を考察するため、京都府京丹後市に關係する行政機関（京都府、農業改良センター、府庁研究機関、京丹後市）及び生産者を招き、状況を聴取するとともに、現地に足を運び調査を行ってきたが、2019 年度は調査結果をとりまとめることとし、京丹後市の施策参考資料になるように提言も織り込む。

3) 農業及び農村地域の動向に関する調査研究

引き続き、地域農業及び農村の動向に関する調査研究の充実を図るため、地域等にあつて調査に従事する若手研究者を客員研究員に委嘱する。

(1) 仙台東部地区の農業復興と農家経営の現状 (2)

森 田 明

宮城県沿岸部の農地の復旧は完了し、被災地においては、大規模化が実現している法人も多く、経営の効率化の実現が課題となっている。31 年度の研究では、被災地の農業経営体が規模拡大する際の農家らの意思決定と経営の実態を、経営の効率化の視点から明らかにする。

平成 30 年には、仙台東部地区の特徴を示すとともに経営体としてイーストカントリーを調査したが、31 年度は、そのほかの仙台東部地区に展開する農業法人を中心に、大規模化を図っている経営体について複数調査する。また、井土生産組合についても継続的な調査を行う。井土生産組合は、近年、ねぎの生産を大規模に実施することに成功しており、園芸への大規模多角化経営として注目されているが、その経営内容を聞き取り、他の農業経営体との比較を行う。

大規模経営を実施する経営体は、その中心となる人物の意思や方針が強く反映する。そのため、該当する経営者へのヒアリングを中心に調査を実施する。今回は、規模を拡大する過程、及び規模拡大後の他の農家との関係や規模拡大後の生産状況、雇用や設備の変化などを中心に調査を行うが、加えて、設備投資にも重点を置く。被災地の経営の特徴として、震災後に補助金付きでの設備投資が大規模経営に照準を合わせて実施されたが、震災後 8 年が経ち再び同規模での設備投資が求められている。こうした設備投資の必要に対し震災後成立した法人がどのように向き合っているのかは、注目される場所である。また、可能であれば、そのような経営体の経営と、国、県、市、あるいは農協などの団体がどのように関わっているのかについても調査したい。

調査時期は、4～5 月、9～10 月が大規模経営の農繁期に当たるため、6～8 月ごろに

集中して実施することにつとめたい。

(2) 中山間地域の集落営農法人の現状と展望—定点観測 2—2

山 浦 陽 一

中山間地域の経済、社会の将来を展望する上で、参考となる事例の定点観測を行うのが、『農業研究』における筆者の課題である。毎年ひとつのテーマに絞り、大分県を主なフィールドに、特徴的な事例を検討する。2018年度からは、過去に取り上げた事例のその後の状況を検討している。

2019年度は、2014年度に取り上げた3つの集落営農法人のその後を追う。2007年の品目横断的経営安定対策を契機に中山間地域においても集落営農法人の設立が進んだ。2014年度時点では、設立から5年程度が経過し、経営が落ち着いてきたタイミングでの分析だった。それから5年経ち、農地集積の動向や、中心メンバーの世代交代、園芸作物の導入、集落営農間の連携、地主、非農家等集落内の関係等を検討する。

特に集落との関係は、オペレーターや役員の確保、農道・水路・防護柵の管理、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払の活用、中間管理事業や人・農地プランなどを巡り、集落営農法人の経営を左右する重要な要素であり、丁寧な検討を行いたい。

また当時3法人とも県庁のモデル法人になっていたが、設定した目標の達成状況やその要因についても整理する。

(3) 東京都八丈島の持続可能な農業振興及び政府の交付金制度の研究

小 澤 卓

平成30年度では、東京都八丈島（八丈町）を対象として離島の農業と移住定住政策との関係性を分析した。八丈島では、花卉栽培を主力の農産物としており、花卉栽培への就業を軸に移住者を募集していることから、八丈町の移住定住政策との関連性を分析することに意義があると考えた。農業就業率、労働生産性、農家所得の指標を分析した際、農家所得については、生産に関する施設整備のコストや補助金が影響していることが考えられ、農家所得が課税納税者所得の平均に差が生じている現状が明らかになった。そのため、現状では町の平均所得よりも農家の所得が低い上に、移住した農業就業者に係るコストとして、農地の取得に関する課題や、ハウス栽培等に必要な施設整備といった生産コストに係る費用や、農協からの支援の原資となる国の交付金制度の実情の把握が課題となった。

平成31年度については、上記の分析結果を踏まえ、八丈島の花き栽培について継続して調査する。東京島嶼農業協同組合八丈島支店に協力を依頼し、調査票の作成と農家の生産コストについて経営体へのヒアリングを予定している。自治体からのヒアリングでは、農林水産省で所管する交付金に関して、八丈島の規模でも農業経営体の数が及ばず、交付金事業の対象とならないと聞いている。そのため、八丈島の更なる実態を把握し、農業協同組合が不在の小規模な離島の実態を調査し、離島での活用実態について整理し、離島振興において望ましい交付金制度について議論する。離島の農家所得に関する生産コストの調査と、国の交付金事業の実態把握についてはどちらも関連しているため、両輪として進める計画としたい。

4) 実験農場における調査研究

実験農場では、自給飼料生産と堆肥の調製・利用に力点を置きながら肉用繁殖雌牛を飼養して生産した子牛を市場に出荷する中で継続して調査研究を進めている。その中で、繁殖雌牛については、平成 25 年度以降は外部からの導入を控えて自家産の雌子牛を繁殖用もと牛として保留し計画的に繁殖牛群の若返りに取り組んでおり新年度も雌子牛 2 頭を繁殖用に保留する予定である。子牛の市場出荷については、連続して出荷者賞を受賞している実績（平成 30 年は第 3 位）を活かして子牛の事故防止に努めるとともに子牛の出荷体重改善に取り組む。

牧草の生産・利用については、放牧及びロールベールの生産・利用に関する調査を行うとともに、茨城県内で生産されたイネ W C S の導入効果を調査する。また、サイレージの飼料成分や発酵品質の分析及び土壌分析、堆肥の品質調査を行い、これらのデータを飼料生産に活用する（別添資料参照）。

イ 農業及び農村に関する調査研究の成果の普及

1) 研究員による個別研究成果の公表

上記のアー 1) で得られた研究員による個別研究成果について、論文や報告にとりまとめ本所研究報告『農業研究』（年刊）に掲載のうえ、関係者に配付するとともにホームページで公表する。

2) 講演会の開催及び講演会報告の公表

農業及び農村が直面する様々な問題について、そのテーマに応じ研究実績や知見を有する研究者、現場で課題解決に取り組み成果を上げている農業者等を講師に招き講演会を、平成 31 年度においても、引き続き 3～4 回程度開催する。講演会の記録については、印刷のうえ関係者に配付するとともにホームページで公表する。

ウ 農業及び農村に関する調査研究の助成

人文・社会科学系若手研究者助成事業

農業及び農村分野に関する人文・社会科学系の若手研究者を育成することを目的として、これらの者の研究活動に要する経費に充てるため、人文・社会科学系若手研究者助成事業を実施する。平成 31 年度の助成対象者については、公募し、平成 30 年 11 月 30 日を締切期限として募集を行ったところ、10 件の応募があり、当研究所の研究員等から成る選考委員会の選考を経て、3 名（敬称略、五十音順）に対し助成を行うこととした。

(助成対象者)

高野里紗 (23歳) 金沢大学大学院人間社会環境研究科 博士前期課程

新市場創出プロセスと高付加価値化の探求～国産紅茶を事例として～

野村一貴 (25歳) 東京大学大学院教育学研究科 博士後期課程

流域連携活動が農村地域に与える役割に関する実証的研究

渡邊綾 (25歳) 一橋大学大学院社会学研究科 博士後期課程

農業体験学習はいかに可能かー農業と学校教育の交点における可能性と課題

エ 農業及び農村に関する研究者の表彰

農業に関する学術研究上顕著な業績を挙げ、斯学の発展に多大の貢献をなした者を表彰するため、日本農業研究所賞(隔年3件以内、賞金1件100万円)を授与している。

平成31年度は、この第29回として定款及び「日本農業研究所賞表彰規程」第4条の定めるところにより、受賞候補者を公募し、選考委員会における審査を経て受賞者を決定する。なお、表彰式は、平成32年度に開催する。

II 収益事業

日本農業研究会館等の当研究所で使用していない部屋及び調査研究のための耕作を目的とした農地を、公益法人等8団体に貸付ける。

(別添資料)

実験農場の和牛飼養頭数及び牧草作付計画等

表1 和牛飼養頭数

(単位：頭)

区分	期首	増加		減少		期末	備考
		生産	繰入	払下	繰出		
繁殖牛	50		2			52	
育成牛	37	48		46	2	37	
合計	87	48	2	46	2	89	

注：区分は以下のとおり

1. 繁殖和牛は経産牛及び月齢が14ヶ月齢以上の繁殖素牛
2. 繁殖繰入の2頭は自家産

表2 牧草の作付計画と予想収量

(単位：a、トン/10a、トン)

利用区分	草種	作付面積	単収	総収量	備考
放牧地	オーチャードグラス、他	590	3.0	177.0	半分更新
採草地	オーチャードグラス、他	520	3.0	156.0	
	イタリアンライグラス	225	5.5	123.8	新播
	リードカナリーグラス	105	2.5	26.3	
合計	—	1,440	—	483.1	